

【診断書作成の際の留意事項】

1 肝臓機能障害の重症度 90日以上(180日以内)の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。  
既に実施した90日以前(最長180日まで)の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

2 肝性脳症 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。(参考)犬山シンポジウム(1981年)

昏睡度	精神症状	参考事項
	睡眠-覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態度	retrospectiveにし か判定できない 場合が多い
	指南力(時・場所)障害、物を取り違える (confusion) 異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ 箱に捨てるなど) ときに傾眠状態(普通の呼びかけで開眼 し、会話ができる) 無礼な言動があったりするが、医師の指示 に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿、便失禁がない 羽ばたき振戦あり
	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、 反抗的態度をみせる 嗜眠状態(ほとんど眠っている) 外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従 わない、または従えない(簡単な命令には 応じうる)	羽ばたき振戦あり (患者の協力が 得られる場合) 指南力は高度に 障害
	昏睡(完全な意識の消失) 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払 いのける動作、顔 をしかめる等が みられる
	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない	

3 腹水 原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とする。小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤コントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

4 「障害の変動に関する因子」 肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に180日以上摂取していないことについて、医師による確認を行う。  
また、それぞれの検査時において、改善の可能性のある積極的治療を

継続して実施しており、肝臓移植以外に改善が期待できないことについて、医師による確認を行う。

- 5 「肝臓移植」 肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。
- 6 「原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往」 医師による確定診断に基づく治療の既往とする。
- 7 「現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認」 HBs抗原検査あるいはHCV-RNA検査によって確認する。  
なお、持続的な感染については、180日以上を意味する。
- 8 日常生活活動の制限 (1) 期間・回数・症状等の確認  
7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。  
(2) 日・月の取扱い  
1日：0時から翌日の0時までを意味する。  
1月：連続する30日を意味する。暦月ではない。  
(3) 月に7日以上  
連続する30日の間に7日以上（連続していなくてもかまわない）を意味する。
- 9 その他 (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。  
(2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。  
(3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診察録への記載に努めること。

- ( 4 ) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
- ( 5 ) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれない。
- ( 6 ) 初めての肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。